

福山市民病院特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)収集運搬及び処分業務仕様書

業務名 福山市民病院特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)収集運搬及び処分業務

業務場所 福山市民病院 福山市蔵王町五丁目23番1号

業務期間 2026年(令和8年)4月1日から
2029年(令和11年)3月31日まで

この仕様書は、福山市民病院から排出される産業廃棄物【廃棄物の処理及び清掃に関する法律により特別管理産業廃棄物に指定されている感染性廃棄物】の安全且つ適正な収集・運搬・処理業務を確保するために示したものである。

1 感染性廃棄物の範囲

感染性廃棄物とは、福山市民病院から排出される廃棄物のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 血液・血清・血漿及び体液(精液を含む。)並びに血液製剤(以下「血液等」という。)
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- (5) その他血液等が付着したもの
- (6) 感染症法、その他の法律に規定されている疾患等により患した患者等から発生したもしくは付着した又はそのおそれがあるもの

2 梱包はプラスチック製容器及び段ボール箱でバイオハザードマークの表示のある容器(50リットル)で密閉ができ、損傷しにくいものであること。

3 プラスチック製容器は、高さが53cm以上の容器を、段ボール箱は高さが40cm以上の容器を配置すること。

4 容器設置箇所分の容器用スタンドを配置すること。また、必要に応じて修繕すること。(最大325個)

5 収集運搬は、原則日曜日を除き週6日とする。収集の際、感染性廃棄物保管庫に

あるプラスチック製容器及び段ボール箱はすべて持ち帰らなければならない。
また、運搬車両は梱包容器が落下及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有するものでなければならない。

- 6 廃棄物保管施設の感染性廃棄物保管庫は施錠管理するものとする。
- 7 臨時、緊急に業務を指示したときは、これに協力しなければならない。
- 8 契約単価はプラスチック製容器1箱（50リットル）当りの単価及び段ボール箱1箱（50リットル）当りの単価とする。なお、単価には容器、容器スタンド、ポリ袋（段ボール用）、処分料を含むものとする。
- 9 廃棄物の適正な処理が行われているかを電子マニフェストにより管理すること。
- 10 緊急時における関係者への連絡体制を明確にし、一覧表を提出する。
- 11 処分については、梱包容器のまま焼却施設で焼却処分しなければならない。なお、残さは適正に処分するものとする。

<参考>予定数量

プラスチック製容器 12,960箱 (648,000)【1年あたり】

段ボール箱 30,240箱 (1,512,000)【1年あたり】

※予定数量はあくまで見込みであり、発注数量を保証するものではない。